

①セントラル債権回収株式会社

本通知をもちまして、[]の所持者に対する《財産差し押さえ》の執行を通知させていただきます。

当社は[]のメールアドレスにて登録料金及び退会料の未払い・遅延損害金が発生している代金を債権として複数サイト様より譲り受けし、債権を回収する為、《財産差し押さえ》の法的許可を得た上で、本通知を[]の所持者へお送りしております。

利用番組数:8件

未納額合計: ¥3,550,000

上記の【355万円】の債権を[本日より3日以内]に[財産差し押さえ]をもって回収させていただきます。

現在、来年に施行される法改正に先がけ、試験的ではありますが、当社が「電子メールでの事項通達」を承っており、[]の所持者への通達を行っております。

これは、郵送資源等の削減、及び「郵便物未確認によるトラブル」を防ぐ為であり、電子メールでの通達であれば、コストを抑えての確実な通達が可能となるため、実施しているものとなります。

つまり、「電子メールによる通達はあり得ない」という事象では御座いませので、その旨はご理解下さい。

また、既に裁判所等の通知書も電子メール通達にてお送りしており、それに対する返答・回答がなかった為、[財産差し押さえ]を執行させて頂く運びとなりました。

尚、[]の情報を元に、既に身辺調査等は完了しております。

[]の所持者の自宅・実家・職場、全ての関係先へお伺いさせて頂き、事情を説明した上で、[強制執行]とさせて頂きます事をご報告致します。

当社は正式な法的手続きを行い、既に貴殿の《財産差し押さえ》を[本日より3日以内]に執行する事は決定されておりますので、メールアドレス相違、通知の不確認等、その他いかなる事由が原因であっても(通知を確認していない。または通知が届かなくさせても、財産差し押さへの執行は必ず行われます。)、それは当社に起因するものではなく、貴殿が原因となるものです。

《財産差し押さえ》の執行は決定事項で御座いますので、従いまして、本通知に関するお問い合わせ等は一切お受けすることは出来ません。

セントラル債権回収株式会社

担当:別府正

②全国通信被害対策弁護団

件名:【本日中に【財産差し押さえ】を執行されてもおかしくはない状況です！非常に危険です！】

◆メール本文は下記URL◆(無料でメール可能)

[]

現在、非常に危険な状況です。

【財産差し押さえ通知】が届いている事をご存知でしょうか？

このままでは【財産差し押さえ】を執行されてしまいます。

我々、全国通信被害対策弁護団は貴方様を救うためにご連絡をしています。

メールを確認し、大至急、お返事を下さい。